

新潟県立佐渡総合高等学校長様

## 新型コロナウイルス感染症に関する報告書

年 組 番 生徒氏名

保護者名

下記のとおり、報告します。

## 1 生徒の健康状態について

※該当するものすべてに☑を付けてください。

- 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された
- 風邪症状が出た(発熱、息苦しさ・呼吸困難感、咳、強いだるさ、嗅覚・味覚障害など)
- 濃厚接触者に特定された
- 検査(PCR検査、抗原定性検査等)を受けた (検査を受けた日 月 日 )  
(検査結果が判明した日 月 日 )

## 2 同居家族の健康状態について(風邪症状がある人や濃厚接触者に特定された人がいる場合)

※該当するものすべてに☑を付けてください。

- 風邪症状が出た(発熱、息苦しさ・呼吸困難感、咳、強いだるさ、嗅覚・味覚障害など)
- 濃厚接触者に特定された
- 検査(PCR検査、抗原定性検査等)を受けた (検査を受けた日 月 日 )  
(検査結果が判明した日 月 日 )

## 3 医療機関等への相談や受診の有無について

※該当するものすべてに☑を付けてください。

- 帰国者・接触者相談センターや保健所に相談や受診した
- 医療機関等を受診した(医療機関名: )  
相談や受診をして指示を受けた場合は、その内容を記入してください。

- 相談や受診していない

## 4 登校できなかった期間

月 日 から 月 日 まで

この用紙は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにお子様の健康状態を把握するものです。  
お子様が学校に登校する際に、提出をお願いいたします。  
学校へ提出する際は、必ず古封筒などに入れてください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する報告の提出について（お願い）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止については、これまでもその対応についてご家庭にご協力をお願いしてきましたが、感染状況が予断を許さない状況にあることを踏まえ、引き続き感染防止対策の徹底をよろしくお願いいたします。

つきましては、改めて出席停止の基準やその期間を下記にお示ししますので、内容を確認いただき、必要に応じて自宅で休養するとともに、場合によっては医師や保健所等に相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

また、症状が改善されて再登校する際は、表面に必要事項をご記入の上、学校へ提出してください。

### 1 出席停止の基準 保健所や医療機関から指示がある場合は、そちらに従ってください。

生徒の感染が判明した場合	症状があった場合：発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間を経過するまで 無症状だった場合：検体採取日から7日間を経過するまで 又は抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)で5日目に陰性が確認できた場合、5日目まで
生徒が濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して5日間 又は2日目及び3日目ともに抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合、2日目まで
生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合	症状が改善されるまで
同居の家族が濃厚接触者に特定された場合	同居の家族の自宅待機期間と同じ期間 (保健所や医療機関での検査で陰性と確認された場合は、その時点で登校可)
家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	医療機関を受診した日
家族がPCR検査等を受けている場合	検査結果が出るまで

### 2 提出方法

裏面「新型コロナウイルス感染症に関する報告書」に保護者が記入し、登校時に担任に提出してください。本様式は、本校ホームページからダウンロードするか、事務室に保護者の方が取りに来てください。

### 3 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

相談先	電話番号
帰国者・接触者相談センター（佐渡地域振興局健康福祉環境部地域保健課）	74-3403（夜間：74-3312）
新潟県新型コロナ受診・相談センター	025-256-8275（毎日24時間対応）